

●2007年2月議会報告 議案外質疑（保健福祉委員会）

>>>メディカルセンター移転後の医療体制の整備について

高木質問

執行部においてメディカルセンター移転後の救急医療・小児医療の整備について努力していただいているのは、これまでの議会・委員会答弁の中から了解しているが、改めて地域の中を歩いていると、この問題への不安が大変強いことを痛感せざるを得ない。そこで伺う。

1. 社会保険大宮総合病院の存続をめぐることは、社会保険庁改革との関連など諸問題あることは理解しているが、その後市としてはどのような努力をしているか。建替え用地を市で無償貸与するなど、本市から有利な条件を提示するなどの積極策も必要と思うがどうか。また、大宮総合病院の問題はいつ頃結論が得られそうとの見通しを持っているか。
2. メディカルセンター移転後は社会保険大宮総合病院が存続できれば北区の医療体制は十分との見解か。特に移転後の小児医療、救急医療の体制をどのように評価をし、足りないと考えるところがあればどのように手当てる方策を考えているのか。

回答

メディカルセンター移転後の医療体制について、お答えいたします。

まず、1点目のご質問についてでございますが、市といたしましては、平成16年度からこれまでに、社会保険大宮総合病院との情報交換を、17回、地域の地区自治会連合会理事会や地区区政懇談会などへの説明を11回、大宮医師会との検討会などの協議を9回実施し、具体的な方策の検討を鋭意進めてきたところでございます。

また、社会保険大宮総合病院の存続、並びに機能強化について、平成17年10月に市長名で社会保険庁長官及び全国社会保険協会連合会会長へ要望書を提出しましたが、更に昨年8月に社会保険庁運営部長と面会し、同様の要望を行いました。

一方、地域でも、社会保険大宮総合病院、地域の国会議員、県・市議会議員及び自治会長が、昨年9月に中野厚生労働副大臣へ、本年2月には国会議員にも面会し、陳情を行ったところであります。

国では、平成18年度中に社会保険病院の整理合理化計画を取りまとめるとしてありますが、1月26日の安倍首相の施政方針演説で「社会保険庁を廃止、解体6分割する」という方針が示され、この通常国会において、新たな社会保険庁改革法案が提出され、審議される予定であります。全国の社会保険病院の今後の運営については、この法案の動向の影響もございますが、市といたしましては、社会保険大宮総合病院は、北部地域の医療体制上、極めて重要な役割を果たしており、市民医療の確保の観点から必要不可欠な病院でありますので、その医療機能は何としても存続させるとの立場から、可能な支援も検討しつつ、引き続き社会保険大宮総合病院と密接に連携し、国等へ働きかけてまいります。

次に、2点目のご質問にお答えします。

北部地域の医療体制におきまして、大宮医師会市民病院は大きな役割を果たしてきたと認識しております。

そのため、大宮医師会市民病院閉院後の北部地域の医療体制といたしましては、社会保険大宮総合病院の医療機能の存続、強化と、北区内に休日・夜間の救急診療体制を確保すべく、医師会等の関係機関と鋭意協議を重ねているところでございまして、今後もその実現に向け最大限努力してまいります。

>>>介護保険事業者に対する監査体制について

高木質問

1. 介護サービスを行っている事業者にはそのサービスの質、働く人の労働環境を含め、様々なバラつきがあると現場からも聞く。利用者による選択でより良い事業者が残っていくということは民間の一つの姿であるが、ある一定の基準は当然クリアしていなければならない訳で、市の監査指導課ではどのように事業者のチェックを行っているか。また、実際の指導の中で感じている市内サービス業者の実態について教えてほしい。
2. 健康保険でも保険者の運用如何で保険の財政面での運営状況が改善するという。(株)ソニーの健康保険組合では、被保険者が受けた医療サービスの内容をチェックして、不正請求、水増し請求、医療の内容に余分なものが含まれていないかなど、厳しいチェック体制をとることで、健全運営を成功させていると聞いた。介護保険でも、適正なケアプランに基づき、不正や水増しのない請求内容であるのかをチェックする体制は必要と考える。介護保険では、給付適正化事業というジャンルとのことであるが、本市での取り組みはいかがか。

回答

介護保険事業者に対する監査体制についてのうち、どのように事業者の監査を行っているかにつきましては、年度ごとに監査の実施計画を定め、居宅サービス事業者は原則3年に1回、施設サービス事業者は原則2年に1回の頻度で、指導の対象となる事業所に出向いて指導を行っております。

実施方法は、介護保険法の規定に基づき、介護サービスが適正に提供されているか、適正な介護報酬の請求がされているか、介護サービスに係る指定基準等は遵守されているかなどの観点から、関係書類の閲覧や記録の確認及び事業者から事業運営状況等のヒアリングを行うとともに施設の巡視を実施しております。

次に市内のサービス事業者の実態につきましては、実地指導の結果、主な指摘事項として「職員の数が正確に記載されていないなどの運営規定の内容の整備の不十分なもの」「苦情の連絡先が不明確などの重要事項説明書の内容の整備の不十分なもの」、「資格要件など

の人員基準の解釈の誤り」等が見受けられ、事業を実施するうえで一定程度の水準を保つためには、その都度、繰り返し改善指導を行っていく必要があるものと感じております。今後も引き続き、適切な指導を行い、介護サービスの質の確保及び介護報酬請求の適正化を図ってまいります。

次に、介護給付費の適正化への取組みについてお答えいたします。

介護保険においても、サービス提供に伴う給付費の適正化を図ることは、介護保険事業を運営するうえで必要なことであると認識しております。このため、本市では埼玉県国民健康保険団体連合会から毎月送付される給付適正化のための情報などを基に、一定のサービスのみを利用するなど、サービスの提供に偏りがあると思われる事業者に対し、事実の確認をするとともに、必要に応じて事情聴取や実地指導を実施しております。

また、介護保険法改正において、報酬算定の基準が大幅に改定されたことによる、各居宅介護支援事業者からの誤った解釈や疑問などにつきましても、随時必要な助言を行い、適正なケアプランが作成できるよう事業者への指導に努めているところでございます。

なお、今後は、国が示している住宅改修や福祉用具の実態調査及び委託をしている認定調査の点検等を行うことで、給付の適正化をさらに推進することを考えております。